

## 協議第40号

### ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて

ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて提出する。

平成15年12月18日提出

本荘由利一市七町合併協議会  
会長 本荘市長 柳田 弘

#### ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて

---

- (1) ごみ収集業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。ただし、粗大ごみ収集については、業者委託による個別収集を基本として新市において調整を図る。
- (2) 現行の清掃手数料は廃止し、新市において新たな制度の導入を図る。
- (3) ごみ処理施設は新市に引き継ぎ、新市においてごみ処理計画を策定し施設整備の調整を図る。
- (4) 資源ごみの分別収集については、現行のとおり新市に引き継ぎ、分別収集品目の拡大も含めて新市において調整を図る。

平成 年 月 日確認

## 本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	(各種事務事業の取扱い) ごみ収集運搬業務事業の取扱い
関 連 項 目	ごみ収集業務 清掃手数料 ごみ処理施設 ごみの資源化

調整内容	<p>1. ゴミ収集業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。ただし、粗大ゴミ収集については、業者委託による個別収集を基本として新市において調整を図る。</p> <p>2. 現行の清掃手数料は廃止し、新市において新たな制度の導入を図る。</p> <p>3. ゴミ処理施設は新市に引き継ぎ、新市においてゴミ処理計画を策定し施設整備の調整を図る。</p> <p>4. 資源ごみの分別収集については、現行のとおり新市に引き継ぎ、分別収集品目の拡大も含めて新市において調整を図る。</p>
------	--

各市町の現況 (平成15年4月1日現在)								
項目	本荘市		矢島町		岩城町		由利町	
ごみ収集業務								
・可燃ごみ	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 ステーション方式 週2回 広域清掃センターで焼却	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	個人に委託 ステーション方式 週2回 矢島島海清掃センターで焼却	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	個人に委託 ステーション方式 週2回 広域清掃センターで焼却	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	個人に委託 ステーション方式 週2回 広域清掃センターで焼却
・不燃ごみ	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 ステーション方式 月1回 広域清掃センターで埋め立て	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	個人に委託 ステーション方式 月1回 矢島島海清掃センターで埋め立て	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	個人に委託 ステーション方式 月2回 広域清掃センターで埋め立て	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	個人に委託 ステーション方式 月2回 広域清掃センターで埋め立て
・資源ごみ	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 ステーション方式 月2回 広域清掃センター・広域リサイクル施設においてリサイクル	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	個人に委託 ステーション方式 月1回 矢島島海清掃センターにおいてリサイクル	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 ステーション方式 月1回 広域清掃センター・広域リサイクル施設においてリサイクル	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 ステーション方式 月2回 広域清掃センター・広域リサイクル施設においてリサイクル
・乾電池	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 ステーション方式 年2回 広域清掃センター	不燃ごみとして処理		収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 ステーション方式 年3回 広域清掃センター	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	町が対応 集会所に集める 年2回 広域清掃センター

各市町の現況 (平成15年4月1日現在)								
項目	大内町		東由利町		西目町		鳥海町	
ごみ収集業務								
・可燃ごみ	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 ステーション方式 週2回 広域清掃センターで焼却	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	個人に委託 ステーション方式 週2回 広域清掃センターで焼却	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 ステーション方式 週2回 広域清掃センターで焼却	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 ステーション方式 週1~2回(地域差有り) 矢島鳥海清掃センターで焼却
・不燃ごみ	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 ステーション方式 月2回 広域清掃センターで埋め立て	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	個人に委託 ステーション方式 月1回 広域清掃センターで埋め立て	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 ステーション方式 月2回 広域清掃センターで埋め立て	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 ステーション方式 月1回 矢島鳥海清掃センターで埋め立て
・資源ごみ	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 ステーション方式 月2回 広域清掃センター・広域リサイクル施設においてリサイクル	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	個人に委託 ステーション方式 ビン缶月2回・紙年1回 広域清掃センター・広域リサイクル施設においてリサイクル	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 ステーション方式 月2回 広域清掃センター・広域リサイクル施設においてリサイクル	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 ステーション方式 ビン缶月2回・紙月1回 矢島鳥海清掃センターにおいてリサイクル
・乾電池	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 ステーション方式 年1回 広域清掃センター	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	町が対応 ステーション方式 年1回 広域清掃センター	収集体制 収集方式 収集頻度 処理方法	業者に委託 町内会で蓄積 随時役場へ持ち込み 広域清掃センター	不燃ごみとして処理	

具体的な調整方法	
ごみ収集業務 ・可燃ごみ ・不燃ごみ ・資源ごみ ・乾電池	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、乾電池の収集業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。

調整内容	<p>1. ゴミ収集業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。ただし、粗大ゴミ収集については、業者委託による個別収集を基本として新市において調整を図る。</p> <p>2. 現行の清掃手数料は廃止し、新市において新たな制度の導入を図る。</p> <p>3. ゴミ処理施設は新市に引き継ぎ、新市においてゴミ処理計画を策定し施設整備の調整を図る。</p> <p>4. 資源ゴミの分別収集については、現行のとおり新市に引き継ぎ、分別収集品目の拡大も含めて新市において調整を図る。</p>
------	--

		各 市 町 の 現 況 (平成15年4月1日現在)			
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町	
ごみ収集業務					
・粗大ゴミ	収集体制 業者に委託 収集方式 ステーション方式 収集頻度 年3回 処理方法 市最終処分場、可燃は 広域清掃センター 処理料金 700円 徴収方法 ステッカー販売 直接搬入 随時最終処分場へ、 500円～5,000円(従量)	収集体制 業者に委託 収集方式 ステーション方式 収集頻度 年5回 処理方法 業者委託 処理料金 無料 徴収方法 - 直接搬入 月指定(収集のない月)	収集体制 業者に委託 収集方式 個別収集 収集頻度 年3回 処理方法 不燃は業者委託、可燃 は広域清掃センター 処理料金 300円・600円・1,000円 徴収方法 納付書発行 直接搬入 随時町最終処分場へ 410円～1,030円(従量)	収集体制 個人で持ち込み 収集方式 町内一カ所 収集頻度 年2回(可燃のみ) 処理方法 業者委託 不燃は直接搬入のみ 処理料金 210円～1,050円 徴収方法 ステッカー販売 直接搬入 月2回町最終処分場へ、 10kg100円	
清掃手数料	事務所等 ・人員10人まで 月額 260円 ・人員30人まで 月額 400円 ・以上10人増毎 100円加算 飲食店等 ・人員5人まで 月額 300円 ・人員10人まで 月額 480円 ・人員11人以上 月額 600円 日用雑貨店等 ・人員5人まで 月額 200円 ・人員10人まで 月額 240円 ・人員11人以上 月額 280円	一般家庭 月額 210円 店舗併用住宅 ・旅館、家具、農機具、電気器具、生 鮮魚介類販売店、病院、診療所、 スーパー 月額1,050円 ・上記以外の店舗 月額 420円 事業所、工場、事務所 ・従業員10人まで 月額 420円 ・従業員50人まで 月額1,050円 ・従業員50人以上 月額3,150円 上記以外(寺院、保育所、高校、営林 署の合宿所、教習所等) 一カ所月額 315円	官公署、学校、保育所、病院、老人ホ ーム等の一日平均利用人員が ・20人まで 月額 700円 ・50人まで 月額1,000円 ・100人まで 月額1,500円 ・以上10人増毎 200円加算 会社、事業場、旅館、休養保養等施 設、集会施設、等 ・20人まで 月額1,200円 ・50人まで 月額2,500円 ・100人まで 月額3,500円 ・以上10人増毎 200円加算 薬局、飲食店、青果雑貨店、電気器 具、酒調味料、衣料洋品、文房具、理 容、美容等 ・人員5人まで 月額 500円 ・人員6人以上 月額 700円	(1)一般世帯 月額 320円 (2)建築・建具・畳製造業その他こ れに準ずるもの 月額 420円 (3)会社・工場・事務所その他これ に準ずるもの 月額 950円	

各 市 町 の 現 況 (平成15年4月1日現在)				
項 目	大 内 町	東 由 利 町	西 目 町	鳥 海 町
ごみ収集業務				
・粗大ごみ	収集体制 直接搬入のみ 収集頻度 毎週土日 処理方法 最終処分場を業者に管理委託	収集体制 業者に委託、不燃のみ 収集方式 個別収集 収集頻度 年2回 処理方法 町最終処分場 処理料金 400円・500円 徴収方法 納付書発行 直接搬入 月2回町最終処分場へ 200円～5,090円(従量)	収集体制 委託業者に個人が連絡 収集方式 個別収集 収集頻度 随時 処理方法 業者委託 運搬処理業務を委託 直接搬入 週2回最終処分場へ 300円～3,500円(従量)	収集体制 直接搬入のみ 不燃は町粗大ゴミ処理場 可燃は清掃センター 処理方法 埋め立て・焼却 鉄屑は業者引き渡し 処理料金 200円～3,000円(従量) 従量5区分 徴収方法 納付書発行 直接搬入 不燃は月1回 可燃は随時
清掃手数料	無料	一般家庭 年額2,030円 店舗併用住宅 年額2,750円 旅館飲食業 年額5,700円 事務所 年額3,870円 事業所 ・従業員50人まで 年額5,500円 ・従業員100人まで 年額6,210円 ・従業員100人以上 年額6,720円	無料	無料

具 体 的 な 調 整 方 法	
ごみ収集 ・粗大ごみ	粗大ごみ収集は、業者委託による個別収集を基本として新市において調整を図る。
清掃手数料	現行の清掃手数料は廃止し、新市において新たな制度の導入を図る。

調整内容	<p>1. ゴミ収集業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。ただし、粗大ゴミ収集については、業者委託による個別収集を基本として新市において調整を図る。</p> <p>2. 現行の清掃手数料は廃止し、新市において新たな制度の導入を図る。</p> <p>3. ゴミ処理施設は新市に引き継ぎ、新市においてゴミ処理計画を策定し施設整備の調整を図る。</p> <p>4. 資源ゴミの分別収集については、現行のとおり新市に引き継ぎ、分別収集品目の拡大も含めて新市において調整を図る。</p>
------	--

各市町の現況 (平成15年4月1日現在)				
項目	本荘市	矢島町	岩城町	由利町
ごみ処理施設	広域清掃センター 焼却施設 広域リサイクル施設 紙類・ビン類・ペットボトル リサイクル施設 市最終処分場	矢島鳥海清掃センター 焼却施設・リサイクル施設・最 終処分場  町焼却施設(木材のみに対応)	広域清掃センター 焼却施設 広域リサイクル施設 ビン類・ペットボトル リサイクル施設 町最終処分場	広域清掃センター 焼却施設 広域リサイクル施設 紙類・ビン類・ペットボトル リサイクル施設 町最終処分場
ごみ資源化	分別収集 ・紙類(新聞・雑誌・ダンボール) ・缶(スチール・アルミ) ・ビン(無色・茶色・その他) ・ペットボトル	分別収集 ・紙類(新聞・雑誌・ダンボール・ 牛乳パック) ・缶(スチール・アルミ) ・ビン(無色・茶色・その他) ・ペットボトル	分別収集 ・紙類(新聞・雑誌・ダンボール) ・ビン(無色・茶色・その他) ・ペットボトル	分別収集 ・紙類(新聞・雑誌・ダンボール) ・缶(スチール・アルミ) ・ビン(無色・茶色・その他) ・ペットボトル

各 市 町 の 現 況 (平成15年4月1日現在)				
項 目	大 内 町	東 由 利 町	西 目 町	鳥 海 町
ごみ処理施設	広域清掃センター 焼却施設 広域リサイクル施設 紙類・ビン類・ペットボトル リサイクル施設 町最終処分場	広域清掃センター 焼却施設 広域リサイクル施設 紙類・ビン類・ペットボトル リサイクル施設 町最終処分場	広域清掃センター 焼却施設 広域リサイクル施設 紙類・ビン類・ペットボトル リサイクル施設 町最終処分場	矢島鳥海清掃センター 焼却施設・リサイクル施設・最 終処分場  町粗大ゴミ処理場
ごみ資源化	分別収集 ・紙類(新聞・雑誌・ダンボール・ 牛乳パック) ・缶(スチール・アルミ) ・ビン(無色・茶色・その他) ・ペットボトル 町アルミ缶プレス作業場 収集された資源ごみのうち、ア ルミ缶・新聞紙・ダンボールを 業者に売り払っている。 (管理運営は町社協)	分別収集 ・紙類(新聞・雑誌・ダンボール・ 牛乳パック) ・缶(スチール・アルミ) ・ビン(無色・茶色・その他) ・ペットボトル	分別収集 ・紙類(新聞・雑誌・ダンボール・ 牛乳パック) ・缶(スチール・アルミ) ・ビン(無色・茶色・その他) ・ペットボトル	分別収集 ・紙類(新聞・雑誌・ダンボール・ 紙パック) ・缶(スチール・アルミ) ・ビン(無色・茶色・その他) ・ペットボトル

具 体 的 な 調 整 方 法	
ごみ処理施設	ごみ処理施設は新市に引き継ぎ、新市においてごみ処理計画を策定し施設整備の調整を図る。
ごみの資源化	資源ごみの分別収集については、現行のとおり新市に引き継ぎ、分別収集品目の拡大も含めて新市において調整を図る。

